

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	法人名	()
交換分合計画が公告された日	1	昭平 . .	取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合	資産の帳簿価額を減額した金額	13
譲渡した資産の種類	2			譲渡直前の帳簿価額(8)	14
				取得資産の価額(11)	15
				取得資産とともに取得した清算金の額	16
の譲渡直前の帳簿価額	6			取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17
				圧縮限度額 $(15) - (17)$	18
				圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19
の譲渡直前の譲渡に要した経費の額	7			資産の帳簿価額を減額した金額	20
				取得資産の価額(11)	21
				譲渡直前の帳簿価額(8)	22
			譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額	23	
			計 $(22) + (23)$	24	
			圧縮限度額 $(21) - (24)$	25	
取得資産の価額	11	平方メートル	圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26	
取得した土地等の面積	12				

13欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の10第1項」又は「第4項」(※2)

②区分番号に、「00260」

③当該別表十三(六)13欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

(※1)取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合

(※2)企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の10第4項」、それ以外は「第65条の10第1項」

20欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の10第1項」又は「第4項」(※2)

②区分番号に、「00260」

③当該別表十三(六)20欄の金額(同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額(円単位))を記載してください

(※1)譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合

(※2)企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の10第4項」、それ以外は「第65条の10第1項」